



《会計・税務の知識》 中小法人等と中小企業者の違い

はじめに

中小法人等と中小企業者では、適用される優遇措置が異なります。類似した定義ですが必ずしも中小法人等＝中小企業者ではありません。今回はそれぞれの違いをご説明したいと思います。

1. 中小法人等の意義

中小法人等とは、普通法人のうち、各事業年度終了時において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人をいいます。

ただし、次に該当する法人は除きます。

- (1) 期末において大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人)による完全支配関係があるもの。
- (2) 完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を直接又は間接に所有されている法人

2. 中小法人等の優遇措置

中小法人等に対する優遇措置	
法人税法	①特定同族会社の特別税率(留保金課税)
	②欠損金の控除限度額
	③欠損金の繰戻しによる還付制度
措置法	④交際費等の損金不算入制度における定額控除制度(800万円)
	⑤軽減税率(年800万円15%)
	⑥貸倒引当金の法定繰入率の選択

3. 中小企業者の意義

中小企業者とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人又は資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人をいいます。

ただし、次に該当する法人は除きます。

- (1) 大規模法人(資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人若しくは資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人)から2分の1以上の出資を受ける法人

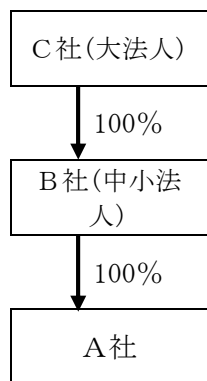
- (2) 2以上の大規模法人から発行済株式等の3分の2以上を所有されている法人

4. 中小企業者の優遇措置

中小企業者向けの租税特別措置法上の優遇措置
⑦中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例
⑧中小企業経営強化税制
⑨中小企業投資促進税制
⑩商業・サービス業農林水産業活性化税制
⑪中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)
⑫環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
⑬雇用促進税制・所得拡大促進税制

※中小企業者等とは、中小企業者で青色申告書を提出している法人をいいます。

5. 相違点



左記の出資関係図のような場合には、A社は、C社(大法人)による完全支配関係があるため、中小企業者には該当しませんが、中小企業者の判定では、B社とA社の出資関係のみで判定を行うため、中小企業者に該当することとなります。

おわりに

平成31年4月1日以後開始事業年度については、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の平均が15億円を超える場合には、上記優遇措置の⑤～⑬については中小企業向け優遇措置の適用対象外となりますのでご注意ください。

(担当：大川)